

高等学校学び直しへの支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校で学び直す場合に、世帯の経済状況に応じ、授業料相当額を助成することで、経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校学び直しへの支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年告示第52号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助の対象及び補助金の額)

第2条 この補助金は、三重県立高等学校条例（昭和39年条例第46号）第1条に規定する高等学校の生徒であって、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）第3条各号の全てに該当する者に対し、月を単位として、授業料の月額と次の各号に掲げる額のうちいずれか低い額（以下「学び直し支援金」という。）を、予算の範囲内において支給する。

- (1) 全日制 9,900円
- (2) 定時制 2,700円
- (3) 通信制 授業料の月額

(支給期間)

第3条 補助金の支給期間は、対象となる高等学校全てについて24月とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、受給資格認定申請書を在学する高等学校に提出しなければならない。受給資格認定申請書の提出を受けた高等学校は、受給資格認定申請者一覧を作成し、別に定める期日までに三重県教育委員会教育長に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 三重県教育委員会教育長は、前条の規定により受給資格認定申請者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、受給資格の認定を行い、受給資格認定通知書により、受給資格の認定を受ける者（以下「受給権者」という。）が在学する高等学校を通じて当該受給権者に通知するものとする。

2 前項において、受給資格の認定に併せて支給決定を行う場合は、支給決定通知書により、受給権者が在学する高等学校を通じて、当該受給権者に通知するものとする。

(届出)

第6条 受給権者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第17条及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年省令第13号。以下「規則」という。）第11条第1項及び第2項の規定の例による届出が必要な場合には、収入状況届出書を在学する高等学校に提出しなければ

ばならない。受給権者から収入状況届出書の提出を受けた高等学校は、収入状況届出者一覧を作成し、三重県教育委員会教育長に提出するものとする。

(交付の変更)

第7条 三重県教育委員会教育長は、前条の規定により収入状況届出者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、変更支給決定を行う場合は、変更支給決定通知書により、受給権者が在学する高等学校を通じて、受給権者に通知するものとする。

2 前項において、変更支給決定に併せて受給資格を消滅させる場合は、受給資格消滅通知書により、受給資格を消滅させる者が在学する高等学校を通じて、受給資格を消滅させる者に通知するものとする。

(支払いの差止め)

第8条 三重県教育委員会教育長は、受給権者から規則第11条第1項の規定による収入状況届出書の提出がなく、受給権者が在学する高等学校から別に定める期日までに収入状況届出者一覧の提出がない場合には、受給権者に対する補助金の支払を一時差止めする決定を行い、支払差止通知書により、受給権者が在学する高等学校を通じて受給権者に通知するものとする。

(支給の停止、再開)

第9条 受給権者が休学した場合において、受給権者が支給停止申出書を在学する高等学校に提出したときは、支給停止申出書の提出を受けた高等学校は、支給停止申出者一覧を作成し、三重県教育委員会教育長に提出するものとする。

2 三重県教育委員会教育長は、前項の規定による支給停止申出者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、支給停止の決定を行い、支給停止通知書により、受給権者が在学する高等学校を通じて、受給権者に通知するものとする。

3 前項において、支給停止の決定に併せて変更支給決定を行う場合は、変更支給決定通知書により、受給権者が在学する高等学校を通じて、受給権者に通知するものとする（入学、転入又は編入をした日と同じ日に休学した場合を除く。）。

4 支給停止の決定を受けた者が支給再開を希望するときは、支給再開申出書を高等学校に提出しなければならない。支給再開申出書の提出を受けた高等学校は、支給再開申出者一覧を作成し、別に定める期日までに三重県教育委員会教育長に提出するものとする。

5 三重県教育委員会教育長は、前項の規定による支給再開申出者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、支給再開の決定及び変更支給決定（支給が初回の場合は、支給決定）を行い、支給再開通知書及び変更支給決定通知書（支給が初回の場合は、支給決定通知書）により、受給権者が在学する高等学校を通じて、受給権者に通知するものとする。

(支給の廃止)

第10条 受給権者が転学又は退学するときは、受給権者が在学する高等学校は、受給資格消滅者一覧を作成し、三重県教育委員会教育長に提出するものとする。

2 三重県教育委員会教育長は、前項の規定による受給資格消滅者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、受給資格消滅の決定を行い、受給資格消滅通知書により、受

給資格消滅者一覧を提出した高等学校を通じて、転学又は退学する者に通知するものとする。

3 前項において、受給資格消滅の決定に併せて補助金の変更交付決定を行う場合は、変更支給決定通知書により、受給資格消滅者一覧を提出した高等学校を通じて、転学又は退学する者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 受給権者が在学する高等学校は、補助事業の実績について、次の各号に掲げる事項を記載した実績報告書を、別に定める期日までに三重県教育委員会教育長に提出するものとし、受給権者からの実績報告書の提出は要しないものとする。

- (1) 生徒氏名
- (2) 支給期間（支給月）
- (3) 支給額

(額の確定)

第12条 三重県教育委員会教育長は、交付すべき補助金の額を確定し、支給実績通知書により、受給権者が在学する高等学校を通じて、受給権者に通知するものとする。

(支払い)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 受給権者の在学する高等学校は、受給権者がすでに授業料を納付している場合を除き、受給権者の授業料に係る納付書を、別に定める期日までに三重県教育委員会教育長に提出するものとする。
- 3 三重県教育委員会教育長は、前項の規定による納付書の提出があったときは、受給権者が在学する高等学校に対して補助金を支払い、受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(その他)

第14条 この要領に規定する申請書等の様式は、別に定める。

- 2 その他この要領に定めのない事項については、法、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）及び規則の定めによるものとする。

附 則

この要領は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成27年3月17日から施行する。

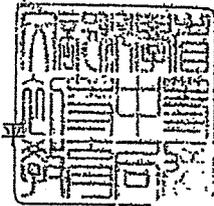
25文科初第1446号

平成26年4月1日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県高等学校等修学支援事業費補助金主管部局長 殿

文部科学省初等中等教育局長

前川 喜



(印影印刷)

高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱及び高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変への支援）交付要綱の制定（通知）

標記補助金に係る交付要綱が別紙のとおり制定され、平成26年度から適用することとなりましたので通知します。

(送付書類)

- ・高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱
- ・高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱
- ・高等学校等修学支援事業費補助金（家計急変世帯への支援）交付要綱

平成26年4月1日
文部科学大臣決定

高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱

（通則）

第1条 学び直しへの支援に係る高等学校等修学支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の目的）

第2条 この補助金は、都道府県知事又は都道府県教育委員会（以下「都道府県」という。）が行う高等学校等に係る学び直し支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（補助の対象及び補助金の額）

第3条 文部科学大臣は、都道府県が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人の設置する学校を除く。）の生徒等であって、次の各号の全てに該当する者のうち都道府県が認めた者（以下「支給対象者」という。）に対して、高等学校等学び直し支援金（法第6条の規定に基づき支給される高等学校等就学支援金に相当する額。以下「学び直し支援金」という。）を支給する場合に、予算の範囲内で、学び直し支援金の支給に要する費用に相当する額を都道府県に対して補助する。

- 一 日本国内に住所を有する者
- 二 法第2条に規定する高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- 三 法第3条第2項第2号に該当する者
- 四 平成26年4月1日以降に法第2条に規定する高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の

受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）

五 法第2条に規定する高等学校等を退学したことがある者

六 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者

七 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。次項において「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

3 補助金の額は、毎年度、支給対象者について法第3条第2項第2号の規定の適用がないとしたならば、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条（第5号を除く。）、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額を各都道府県に所在する高等学校等に在学する全ての支給対象者について合算した額とする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする都道府県は、別に定める期日までに、様式1による交付申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 文部科学大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、交付又は不交付の決定を行わなければならない。この交付の決定を行う場合において、文部科学大臣は、様式2による交付決定通知書により都道府県に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定に基づき交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

3 第1項の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が文部科学省に到達してから30日とする。

（申請の取下げ）

第6条 前条第1項の決定を受けた都道府県は、決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるため、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を文部科学大臣に提出しなければならない。

(交付の変更)

第7条 都道府県は、第5条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式3による変更交付申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を得なければならない。

2 文部科学大臣は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定を行い、補助金の変更を承認するときは、様式4による変更交付決定通知書により、都道府県に通知するものとする。

3 文部科学大臣は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。

(支給の中止又は廃止)

第8条 都道府県は、学び直し支援金の支給を中止し又は廃止しようとするときは、様式5による中止(廃止)承認申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第9条 都道府県は、学び直し支援金の支給が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は学び直し支援金の支給の遂行が困難となった場合においては、その旨を記載した遅延報告書を文部科学大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第10条 文部科学大臣は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、都道府県に対し報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はその職員に調査させることができる。

(実績報告)

第11条 都道府県は、補助金の対象である学び直し支援金の支給が完了したときは、その日(第8条の規定による廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認の日)から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式6による実績報告書その他の書類(次条において報告書等という。)を文部科学大臣に提出しなければならない。

(額の確定等)

第12条 文部科学大臣は、前条の報告書等の提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る学び直し支援金の支給の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式7による確定通知書により都道府県に通知するものとする。

- 2 文部科学大臣は、都道府県に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、都道府県に対し、その超える部分に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。
- 4 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金の支払は、原則として前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法(昭和22年法律第35号)第22条及び予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払することができる。

(交付決定の取消等)

第14条 文部科学大臣は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第5条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 都道府県が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく文部科学大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 都道府県が、補助金を学び直し支援金の支給以外の用途に使用した場合
- 三 都道府県が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合

- 2 文部科学大臣は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 文部科学大臣は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、都道府県に対し、当該命令に係る補助金を都道府県が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を都道府県が納付する日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、第12条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第15条 都道府県は、補助金の経理についての帳簿を備え、補助金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を補助金の対象である学び直し支援金の支給の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調書)

第16条 都道府県は、当該補助金に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

ダウンロード

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律

平成二十二年三月三十一日号外法律第十八号

〔総務・財務・文部科学大臣署名〕

平成二六年 六月一三日号外法律第六九号〔行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律一一六条による改正〕

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律をここに公布する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 高等学校等就学支援金の支給（第三条―第十五条）

第三章 雑則（第十六条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）
- 二 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。次条第三項及び第五条第三項において同じ。）
- 三 特別支援学校の高等部
- 四 高等専門学校（第一学年から第三学年までに限る。）
- 五 専修学校及び各種学校（これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるもの（第四条及び第六条第一項において「特定教育施設」という。）を含む。）

第二章 高等学校等就学支援金の支給

（受給資格）

第三条 高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における就学について支給する。

2 就学支援金は、前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- 一 高等学校等（修業年限が三年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか、高等学校等に在学した期間が通算して三十六月を超える者
- 三 前二号に掲げる者のほか、前項に規定する者の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）その他の同項に規定する者の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、就学支援金の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者

3 前項第二号の期間は、その初日において高等学校等に在学していた月を一月（その初日において高等学校又は中等教育学校の後期課程の定時制の課程又は通信制の課程のみに在学していた月その他の政令で定める月にあつては、一月を超えない範囲内で政令で定める月数）として計算する。

（受給資格の認定）

第四条 前条第一項に規定する者（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）は、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等（その者が同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、その選択した一の高等学校等の課程）の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

（就学支援金の額）

第五条 就学支援金は、前条の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）がその初日において当該認定に係る高等学校等（以下「支給対象高等学校等」という。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額（授業料の額が年額その他月額以外の方法により定められている場合にあっては、授業料の月額に相当するものとして文部科学省令で定めるところにより算定した額をいい、受給権者が授業料の減免を受けた場合にあっては、文部科学省令で定めるところにより当該授業料の月額から当該減免に係る額を控除した額をいう。）に相当する額（その額が支給対象高等学校等の設置者、種類及び課程の区分に応じて政令で定める額（以下この項において「支給限度額」という。）を超える場合にあっては、支給限度額）とする。

2 支給対象高等学校等が政令で定める高等学校等である受給権者であって、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものとして政令で定めるものに対して支給される就学支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に政令で定める額を加えた額」とする。

3 第一項の支給限度額は、地方公共団体の設置する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の授業料の月額その他の事情を勘案して定めるものとする。

（就学支援金の支給）

第六条 都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）は、受給権者に対し、就学支援金を支給する。

2 就学支援金の支給は、受給権者が第四条の認定の申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日（次項において「申請日」という。）をいう。）の属する月（受給権者がその月の初日において当該支給対象高等学校等に在学していないとき、受給権者がその月について当該支給対象高等学校等以外の高等学校等を支給対象高等学校等とする就学支援金の支給を受けることができるときその他政令で定めるときは、その翌月）から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給権者がやむを得ない理由により第四条の認定の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその申請をしたとき（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達したときをいう。）は、やむを得ない理由により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

4 前三項に定めるもののほか、就学支援金の支払の時期その他就学支援金の支給に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（代理受領等）

第七条 支給対象高等学校等の設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

（就学支援金の支給の停止等）

第八条 就学支援金は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合その他の政令で定める場合において、受給権者が、文部科学省令で定めるところにより、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に申し出たときは、政令で定めるところにより、その支給を停止する。

2 前項の規定により当該月に係る就学支援金の支給が停止された月は、第三条第三項の規定による同条第二項第二号の期間の計算については、その初日において高等学校等に在学していた月には該当しないものとみなす。

（支払の一時差止め）

第九条 受給権者が、正当な理由がなく第十七条の規定による届出をしないときは、就学支援金の支払を一時差し止めることができる。

(支払の調整)

第十条 就学支援金を支給すべきでないにもかかわらず、就学支援金の支給としての支払が行われたときは、その支払は、その後に支払うべき就学支援金の内払とみなすことができる。就学支援金として支給すべき額を超える額の就学支援金の支給としての支払が行われた場合における当該超過額の支払についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた就学支援金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十二条 就学支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十三条 租税その他の公課は、就学支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(国等の設置する高等学校等に係る就学支援金に関する特例)

第十四条 国の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第四条、第六条第一項から第三項まで、第七条、第八条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、第四条中「設置者を」とあるのは「長を」と、「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会）」とあるのは「文部科学大臣」と、第六条第一項中「都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあるのは「文部科学大臣」と、同条第二項及び第三項中「設置者に」とあるのは「長に」と、第七条中「支給対象高等学校等の設置者」とあるのは「文部科学大臣」と、「代わって就学支援金を受領し、その有する」とあるのは「支給すべき就学支援金を国の有する」と、「充てるものとする」とあるのは「充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、就学支援金の支給があったものとみなす」と、第八条第一項中「設置者を」とあるのは「長を」と、「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」と、第十一条第一項中「都道府県知事」とあるのは「文部科学大臣」とする。

2 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第四条、第六条第一項、第八条第一項及び第十一条第一項の規定の適用については、第四条中「当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会）」とあり、第六条第一項中「都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（支給対象高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会。以下同じ。）」とあり、並びに第八条第一項及び第十一条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「文部科学大臣」とする。

3 都道府県の設置する高等学校等における就学について支給される就学支援金に係る第四条、第七条及び第八条第一項の規定の適用については、第四条中「設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合（当該高等学校等が特定教育施設である場合を除く。）にあっては、都道府県教育委員会）」とあるのは「設置者である都道府県の知事（当該高等学校等が特定教育施設でない場合にあつては、教育委員会）」と、第七条中「支給対象高等学校等の設置者」とあるのは「都道府県知事」と、「代わって就学支援金を受領し、その有する」とあるのは「支給すべき就学支援金を当該都道府県の」と、「充てるものとする」とあるのは「充てるものとする。この場合においては、当該受給権者に対し、就学支援金の支給があったものとみなす」と、同項中「支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事」とある

のは「都道府県知事」とする。

(交付金)

第十五条 国は、就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付する。

2 国は、毎年度、予算の範囲内で、就学支援金に関する事務の執行に要する費用に相当する金額を都道府県に交付する。

第三章 雑則

第十六条 削除

(届出)

第十七条 受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事（第十四条第一項又は第二項に規定する就学支援金に係る場合にあつては、文部科学大臣。次条第一項において同じ。）に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならない。

(報告等)

第十八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、受給権者、その保護者等若しくは支給対象高等学校等の設置者（国及び都道府県を除く。）若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 前項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事務の区分)

第十九条 第四条（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第一項、第八条第一項（第十四条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十七条及び前条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(文部科学省令への委任)

第二十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、文部科学省令で定める。

(罰則)

第二十一条 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、同法による。

2 第十八条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(地方自治法の一部改正)

3 地方自治法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(地方財政法の一部改正)

4 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二五年一二月四日法律第九〇号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十六年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の前日から引き続き高等学校等（この法律による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（次項において「旧法」という。）第二条第一項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係るこの法律の施行の日以後の公立高等学校（同条第二項に規定する公立高等学校をいう。）に係る授業料の徴収及び高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第三条第二項の交付金の交付については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地方財政法の一部改正）

第四条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二六年六月一三日法律第六九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日〔平成二八年四月一日〕から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあっては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であって、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

ダウンロード

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令

○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令

平成二十二年四月一日号外政令第百十二号

〔財務・文部科学大臣署名〕

平成二九年一二月 八日政令第三〇一号〔第四次改正〕

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令をここに公布する。

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令

内閣は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律〔現行＝高等学校等就学支援金の支給に関する法律＝平成二五年一二月法律九〇号により題名改正〕（平成二十二年法律第十八号）第三条〔平成二五年一二月法律九〇号により削除〕第二項、第四条〔現行＝三条＝平成二五年一二月法律九〇号により改正〕第三項、第六条〔現行＝五条＝平成二五年一二月法律九〇号により改正〕第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項並びに第九条〔現行＝八条＝平成二五年一二月法律九〇号により改正〕第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者等）

第一条 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）

第三条第二項第三号の就学に要する経費を負担すべき者として政令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 法第三条第一項に規定する者（次号において「生徒等」という。）に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長その他の文部科学省令で定める者を除く。以下この項において同じ。）がいる場合 当該保護者

二 生徒等に保護者がいない場合 当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）

2 法第三条第二項第三号の保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者は、保護者等（前項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の道府県民税所得割（高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）が支給される月の属する年度（当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度。以下この項において同じ。）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。第四条第二項第一号において同じ。）の同法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割（同法第五十条の二の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の額と市町村民税所得割（就学支援金が支給される月の属する年度分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第四条第二項第一号において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。以下この項及び第四条第二項において同じ。）の額とを合算した額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額。第四条第二項第一号及び第二号において同じ。）が五十万七千円以上である者とする。

（高等学校等に在学した期間の計算の特例）

第二条 法第三条第三項の政令で定める月は、次に掲げる月とする。

一 その初日において在学していた高等学校等（法第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）が高等学校定時制課程等（高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）若しくは中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）の定時制の課程若しくは通信制の課程又は専修学校（高等学校の課程に類する課程であって、夜間その他特別な時間において授業を行うもの又は通信による教育を行うものを置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。）をいう。

次号において同じ。)のみであった月

二 その初日において在学していた高等学校等が高等学校定時制課程等及びそれ以外の高等学校等であった月(当該高等学校定時制課程等が当該月に係る支給対象高等学校等(法第五条第一項に規定する支給対象高等学校等をいう。以下同じ。)であった月に限る。)

2 法第三条第三項の政令で定める月数は、一月の四分の三に相当する月数とする。

(支給限度額)

第三条 法第五条第一項の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 高等学校等(次号から第六号までに掲げるものを除く。) 九千九百円

二 国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人(第六号及び次条第一項第一号において単に「国立大学法人」という。)の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程(第五号に掲げるものを除く。) 九千六百元

三 地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。次号及び第六号において同じ。)の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程(第五号に掲げるものを除く。) 二千七百元

四 地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程(次号に掲げるものを除く。) 五百二十円

五 高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに専修学校(高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限る。次条第一項第三号において同じ。)で生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定めるもの 受給権者(法第五条第一項に規定する受給権者をいう。次条第二項及び第五条において同じ。)が当該学校に在学中の各月に支給される就学支援金の額の総額が三十五万六千四百円を超えない範囲内において、当該各月に履修する科目の単位数に応じて文部科学省令で定めるところにより算定した額

六 国立大学法人及び地方公共団体の設置する特別支援学校の高等部 四百円

(支給限度額の加算)

第四条 法第五条第二項の政令で定める高等学校等は、次に掲げる高等学校等とする。

一 国(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。次号において同じ。)以外の者の設置する高等学校等

二 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)

三 地方公共団体の設置する専修学校

2 法第五条第二項の政令で定める受給権者は、次の各号に掲げる者とし、同項の規定により読み替えて適用する同条第一項の政令で定める額に政令で定める額を加えた額は、当該各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が二十五万七千五百円未満である受給権者(保護者等(保護者等が二人以上いるときは、その全員。第三号において同じ。)が当該道府県民税及び市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有する者である受給権者(次号及び第三号において「保護者等国内居住受給権者」という。)に限り、次号及び第三号に掲げる者を除く。) 当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の一に相当する額を加えた額

二 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が八万五千五百円未満である受給権者(保護者等国内居住受給権者に限り、次号に掲げる者を除く。) 当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額を加えた額

三 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者である受給権者(保護者等国内居住受給権者に限る。) 当該受給権者の支給対象高等学校等についての前条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に当該額の二分の三に相当する額を加えた額

(就学支援金の支給の停止)

第五条 法第八条第一項の政令で定める場合は、受給権者が支給対象高等学校等を休学した場合とす

る。

- 2 就学支援金は、法第八条第一項の規定による申出をした受給権者については、前項に規定する場合に該当する旨の申出をした日（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月の翌月から当該場合に該当しなくなった旨の申出をした日（当該申出が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。）の属する月までの間、その支給を停止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（文部科学省組織令の一部改正）

- 3 文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二三年一二月一六日政令第三九六号〕

この政令は、民法等の一部を改正する法律〔平成二三年六月法律第六一号〕の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則〔平成二四年七月二五日政令第二〇〇号〕

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この政令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第四条第一項及び第三項の規定は、平成二十四年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則〔平成二五年三月二九日政令第九九号〕

（施行期日）

- 1 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この政令による改正後の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第二条第一項の規定は、平成二十五年四月以後の月に係る私立高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条第三項に規定する私立高等学校等をいう。以下同じ。）に在学した期間の計算について適用し、同年三月以前の月に係る私立高等学校等に在学した期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 新令第三条の規定は、平成二十五年四月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年三月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

附 則〔平成二六年三月三十一日政令第一二四号〕

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 前条の規定による改正前の補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第二条第四十一号に掲げる公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項に規定する交付金（次項において単に「交付金」という。）については、なお従前の例による。

2 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる交付金に係るこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(文部科学省組織令の一部改正)

第四条 文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成二八年十一月二四日政令第三五三号抄〕

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則〔平成二九年一月二日政令第三〇一号〕

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第一条第二項及び第四条第二項の規定は、平成三十年七月分以降の月分の高等学校等就学支援金の支給について適用し、同年六月分以前の月分の高等学校等就学支援金の支給については、なお従前の例による。

三重県教育委員会教育長 宛て

高等学校学び直し支援金

- 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校学び直し支援金(以下「支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。
- 収入状況届出書（2回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
(上の2つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)

(次の事項を必ず確認の上、口にレ印を付けてください。)

- この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
(虚偽の記載があった場合は認定等が取り消される場合があります。)
また、支援金を授業料に充てるとともに、支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな			
生徒の氏名	姓		名

生徒の生年月日	昭和・平成	年	月	日
生徒の住所	〒			
	都道 府県		市区 町村	
保護者等の電話番号				
生徒が在学する 学校の名称				

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業もしくは修了した者
・支援金の支給期間が通算して24月を超えた者(ただし、支援金の支給停止期間等は含めません。)

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ~ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
③学び直し支援金の支給期間 (※過去に受給していない場合は不要です。)	学校名 立	年 月 日 ~ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ~ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	--

(2) 申請又は届出時点 (7月1日時点) における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者 (両親) 2名分
②	<input type="checkbox"/>	親権者 1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
		<input type="checkbox"/> ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		<input type="checkbox"/> イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/> ウ ・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等	
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者 (主たる生計維持者) 1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人 (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等) であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

学校受付日 年 月 日 (学校において記入。)

高等学校学び直し支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校学び直し支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

- イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。
- ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において当該学校の在学期間について記入してください。
- ハ 過去に学び直し支援金の支給を受けた期間を記入してください。この申請により、支給を受ける予定の期間については、記入する必要はありません。
- ニ これまでに支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。
- ホ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ヘ 「支給停止期間等」とは、休学のために支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間も含まれます。
- ト 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(2)④から⑥までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)①又は③に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【2. 保護者等の収入の状況について】(2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

イ 受給資格が認定された場合は、申請を行った月から支給を受けることができます。ただし、当該月の初日に在学していない場合は、翌月からの支給となります。

ロ 以下の者は、学び直し支援金の受給資格はありません。

① 過去に国公立を問わずに高等学校等(修業年限3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある者

② 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者(高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学する期間は4分の3として計算。)が通算して36月以内の者)

③ 平成26年3月31日以前に高等学校等に入学した者

※ 平成26年4月1日以降に入学した場合でも、就学支援金の支給期間の最後の月において、平成26年4月1日からの制度変更前の公立高校授業料無償制又は就学支援金制度の適用を受けた者には、受給資格はありません。

④ 高等学校等を退学したことの無い者

⑤ 学び直し支援金の支給を通算して24月受けた者

⑥ 保護者等の収入の状況により、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者

ハ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください

ニ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、三重県教育委員会が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。

ホ 正当な理由がなく三重県教育委員会が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

ヘ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、支援金の加算支給はされません。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。